

＜短期入所施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所施設サービス費		704	772	847	918	987
加算	看護体制加算【Ⅰ】	4				
	看護体制加算【Ⅱ】	8				
	機能訓練指導体制加算	12				
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】	18				
	サービス提供強化加算【Ⅲ】	6				
	介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	84	91	103	108	116
基本料金と上記の加算合計の11.3%となります。(小数点は以下は四捨五入)						
合計		836	911	998	1,074	1,151

※福岡市は5級地で1単位あたり10.55円になりますので上記の合計×10.55が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	880 円/日
	第2段階	880 円/日
	第3段階	1,370 円/日
	第4段階	2,066 円/日
食費	第1段階	300 円/日
	第2段階	600 円/日
	第3段階①	1,000 円/日
	第3段階②	1,300 円/日
	第4段階	1,445 円/日

※食費内訳(朝食:367 昼食:474 おやつ:100 夕食:504)

1日あたりの利用料金目安

(単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	2,062	2,141	2,233	2,313	2,394
	第2段階	2,362	2,441	2,533	2,613	2,694
	第3段階①	3,252	3,331	3,423	3,503	3,584
	第3段階②	3,552	3,631	3,723	3,803	3,884
	第4段階	4,393	4,472	4,564	4,644	4,725
2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		5,275	5,433	5,617	5,777	5,940
3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階		6,157	6,394	6,670	6,910	7,154

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
医療連携強化加算	58単位	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。(1日につき)
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある者を緊急利用として受け入れた場合。(1日につき)
療養食加算	23単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき)
サービス提供体制強化加算 【Ⅰ】 【Ⅱ】	【Ⅰ】22単位 【Ⅱ】18単位	【Ⅰ】介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、勤続10年の介護福祉士が35%以上の何れか該当 【Ⅱ】介護福祉士の占める割合が60%以上
看取り連携体制加算 令和6年4月から改正	64単位/日	看取り介護を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下に限り算定。

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代、私物洗濯代等

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクレーション等にかかる品物代等は自費となります。

令和7年1月1日

＜介護予防短期入所施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要支援1	要支援2
介護予防短期入所施設サービス費		529	656
機能訓練指導体制加算		12	12
加算	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6	6
	介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	60	75
		基本料金と上記の加算合計の11.3%となります。(小数点は以下は四捨五入)	
合計		607	749

※福岡市は5級地で1単位あたり10.55円になりますので上記の合計×10.55が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居住費	第1段階	880 円/日
	第2段階	880 円/日
	第3段階	1,370 円/日
	第4段階	2,066 円/日
食費	第1段階	300 円/日
	第2段階	600 円/日
	第3段階①	1,000 円/日
	第3段階②	1,300 円/日
	第4段階	1,445 円/日

※食費内訳 (朝食：367 昼食：474 おやつ：100 夕食：504)

1日あたりの利用料金目安

(単位：円)

1割負担		要支援1	要支援2
合計	第1段階	1,820	1,970
	第2段階	2,120	2,270
	第3段階①	3,010	3,160
	第3段階②	3,310	3,419
	第4段階	4,151	4,260

2割負担		要支援1	要支援2
第4段階		4,792	5,091

3割負担		要支援1	要支援2
第4段階		5,432	5,882

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの。(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
療養食加算	23単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき)
サービス提供体制強化加算 【Ⅰ】【Ⅱ】	【Ⅰ】22単位 【Ⅱ】18単位	【Ⅰ】介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上、勤続10年の介護福祉士が35%以上の何れか該当 【Ⅱ】介護福祉士の占める割合が60%以上

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

○緊急時の病院受診代、歯科受診代、理美容代、私物洗濯代等

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。個人のレクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。